

大阪広域環境施設組合職員職種区分規則

平成27年3月30日規則第15号

最終改正：令和元年7月23日

大阪広域環境施設組合職員定数条例（平成26年条例第4号）第2条第1項第1号に規定する管理者の補助機関の職員の職種は、次のとおりとする。

- (1) 事務職員
- (2) 技術職員
- (3) 技能職員
- (4) 事業担当主事
- (5) 事業担当主事補

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月23日規則第1号）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。